

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度から県内4事業体からFW1年目研修に6名、FW2年目研修に4名が参加し、現在研修中（FW1年目研修は5名）である。当センターは集合研修業務、監督・検査業務を担当している。



森林・林業人材育成加速化事業

当センターでは、素材生産を効率的に行える人材を緊急に育成するため、県の補助を受けて、平成24年度から平成26年度の3カ年間で以下の事業を実施することとしている。

- (1) 森林施業プランナーの緊急育成支援
 - ア. 森林施業プランナー育成研修の実施
 - イ. 地域に融合した森林施業プランナーへの個別指導
- (2) 素材生産作業を低コストに行える人材の緊急育成支援
 - ア. 素材生産作業に必要な講習等への参加支援
 - イ. 素材生産作業における労働災害及び健康障害の未然防止に有効な装備等の導入の促進

認定事業体一覧

事業体名	所在地	電話番号	認定年月日
香川県森林組合連合会	高松市中野町23-2	087-861-4352	平成23年11月30日
仲南町森林組合	仲多度郡まんのう町生間415-5	0877-77-2008	平成24年 3月12日
香川東部森林組合	さぬき市寒川町石田東甲1708-2	0879-43-0588	平成24年 3月12日
香川西部森林組合	仲多度郡まんのう町炭所西670	0877-79-3120	平成24年 3月30日

- 認定事業体とは…
- ① 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、5ヵ年間の「改善措置計画」を作成し、香川県知事の認定を受けた事業体をいいます。
 - ② 認定を受けるための「改善措置計画」とは、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置をいいます。
 - ③ 事業体とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者で、森林組合、造林業、育林業、素材生産業を営む者と、その者の組織する団体等をいいます。

必ずチェック最低賃金! 使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	674円	平成24年10月5日

香川県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には以下の特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	743円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成23年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	813円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成24年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	821円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成24年12月15日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 （*光ディスク・磁気ディスク・ 磁気テープ製造業、電池製造 業、その他の電気機械器具製 造業を除く）	767円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賭いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型電力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務 （これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成24年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

●香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

●労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137

香川県農林漁業就業支援 コーナー

ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6 TEL.0875-25-4521

http://hello-j.jp/hellowork/hw_252.html



一般財団法人 香川県森林林業協会(香川県林業労働力確保支援センター)

TEL.087-861-4353